

○厚生労働省令第十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月十三日

覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 加藤 勝信

(覚せい剤取締法施行規則の一部改正)

第一条 覚せい剤取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十号)の一部を次のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
覚醒剤取締法施行規則 (覚醒剤施用機関等の指定基準) 第一条 覚醒剤取締法(以下「法」という) 第三条第一項に規定する覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の指定基準は、次とのおりとする。	覚醒剤取締法施行規則 (覚醒剤施用機関等の指定基準) 第一条 覚せい剤取締法(以下「法」という) 第三条第一項に規定する覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定基準は、左の通りとする。 一 覚せい剤施用機関には、精神科若しくは医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の第一項第一号ハ及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科の診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行なう病院若しくは診療所であつて診療上覚醒剤の施用が特に必要と認められるものであること。 二 覚せい剤研究者には、医学、薬学、化学、応用化学その他の学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、覚醒剤の使用が特に必要と認められるものであること。
第二条 覚せい剤取締法施行規則 (傍線部分は改正部分)	第二条 覚せい剤取締法施行規則 (傍線部分は改正部分)

(覚醒剤製造業者等の指定申請書)

第二条 法第四条第一項の規定により覚醒剤施用機関又は製造業者の指定を受けようとする者及び同一の規定により覚醒剤研究者、覚醒剤研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第一号様式の定めるところによる。

第三条 覚醒剤製造業者等の指定證

法第五条第一項の規定により覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者に交付する旨を記す。(別記第一号様式)

2 筑前町研究者は、前項の申請書に申請者の履歴番及び研究の計画書を添付しなければならない。

2 覚せい剤研究者は、前項の申請書に申請者の履歴書及び研究の計画書を添附しなければならない。

醉部を、別表に定める品目別数量ごとに充
器に收め、これに政府発行の紙で封をせ
さなければならない。

覚せい剤を、別表に定める品目別数量」として容器に収め、これに政府発行の証紙で封を施さなければならない。

(販賣業者等の指定申請書)

第二条 法第四条第一項の規定により覚せい剤製造業者の指定を受けようとする者及び同条第二項の規定により覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定を受けようと/orする者の提出すべき申請書は、別記第一号様式の定めるところによる。

第三条 覚せい剤研究者は、前項の申請書に申請者の履歴書及び研究の計画書を添附しなければならない。

(覚せい剤製造業者等の指定額)

本邦製品別表(販賣品)の旨出
醒部を別表に定める品目別数量ご
器に收め、これに政府発行の紙幣で
さなければならない。

に容を施
覺せい剣を、別表に定める品目別数量」として
に容器に收め、これに政府発行の証紙で封
を施さなければならぬ。

封かん紙紙

第七条 法第十一一条第一項ただし書の規定による覚醒剤保管専業所の届出は、別記六号様式に定める添出書によつて「わな」

本部を別表に定める品目別数量ごとに空器に收め、これに政府発行の証紙で封をせさなければならぬ。

覚せい剤を、別表に定める品目別数量」として容器に収め、これに政府発行の証紙で封を施さなければならない。

封かん御紙

第七条 法第二十二条第一項但書の規定によ
る免せし別保管営業所の届出は、別記第六
号様式に依り提出する。但し、行つまつけ

覚せい剤を、別表に定める品目別数量ごとに容器に収め、これに政府発行の証紙で封を施さなければならない。

第三条の三 法第十七条第五項の規定により
覚醒剤の説教しの許可を受けようとする者
の提出すべき申請書は、別記第二号様式の
三の定めるところによる。

第四条の四 覚醒剤取締法施行令（昭和四十四年政令第三百三十四号）第一条第一項の
規定により示すべき方法の種類及び内容
は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(施用等の許可申請書)

第三条の二 法第十七条第五項の規定により
覚醒剤の譲渡しの許可を受けようとする者
の提出すべき申請書は、別記第二号様式の
三の定めるところによる。

第四条の四 覚醒剤取締法施行令（昭和四十
八年政令第三百三十四号）第一條第二項の
規定により示すべき方法の種類及び内容
は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

（施用等の許可申請書）

第四条の五 法第二十条第六項の規定により
覚醒剤の施用又は交付の許可を受けようと
する者の提出すべき申請書は、別記第三号
様式の二の定めるところによる。

第三条の三 法第十七条第五項の規定により
「覚せい剤の譲渡しの許可を受けようとする
者の提出すべき申請書は、別記第二号様式
の三の定めるところによる。」
第四条の四 覚せい剤取締法施行令（昭和四
十八年政令第三百三十四号）第一條第一項
の規定により示すべき方法の種類及び内容
は、次に掲げる事項とする。
一・二 (略)
(施用等の許可申請書)

制剂研究者、指定者は、次の各項に掲げてある者の区分に応じ、当該名号に定める者にて行うものとする。

イ 覚醒剤原料輸入業者 次に掲げる者

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号。以下「薬品医療機器等法」という)第十二条第一項の規定による医薬品の製造販売業の許可又は同法第十三条第一項の規定による医薬品の製造業の許可を受ける者

ロ 覚醒剤原料を香料又は試薬その他化学薬品として輸入することを業とする者

号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者について行うものとする。
（イ）覚せい剤原料輸入業者 次に掲げる者
　　（ア）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第十二条第一項の規定による医薬品の製造業者
　　（イ）医薬品の許可又は同法第十三条第一項の規定による医薬品の製造業の許可を受けている者
　　（ウ）覚せい剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として輸入することを業とする者

第四条の五 法第二十条

覚せい剤の施用又は交付の許可を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第三号様式の一の定めるところによる。

口 覚醒剤原料を香料又は試薬その他
化学薬品として輸入することを禁とす
る者

□ 節せい剤原料を香料又は試薬その他の
の化学薬品として輸入することを禁と
する者

2

二 覚醒剤原料輸出業者 次に掲げる者	イ (略)
八 医薬品医療機器等法第二十六条第一項の規定により薬局開設の許可を受けている者	ロ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第一項の規定により薬局開設の許可を受けている者
二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として輸出することを業とする者	二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として輸出することを業とする者
三 覚醒剤原料製造業者 次に掲げる者	三 覚醒剤原料製造業者 次に掲げる者
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として製造することを業とする者	ハ 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として製造することを業とする者
四 覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者	四 覚せい剤原料取扱者 次に掲げる者
イ・ハ (略)	イ・ハ (略)
二 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として譲り渡すことを業とする者	二 覚せい剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として譲り渡すことを業とする者
本 (略)	本 (略)
五 覚醒剤原料研究者 第一条第二号に掲げる業務に従事する者	五 覚せい剤原料研究者 第一条第二号に掲げる業務に従事する者
(覚醒剤原料輸入業者等の指定申請書)	(覚せい剤原料輸入業者等の指定申請書)
第十一条 法第三十条の五において準用する法第四条第一項又は第二項の規定により覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第八号様式の定めるところによる。	第十一条 法第三十条の五において準用する法第四条第一項又は第二項の規定により覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第八号様式の定めるところによる。
2 前項の申請書には、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者又は覚醒剤原料取扱者が法人の場合にあっては申請者の定款又は寄附行為の写しを、覚醒剤原料研究者にあつては申請者の履歴書及び研究の計画書を添付しなければならない。	2 前項の申請書には、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者が法人の場合にあっては申請者の定款又は寄附行為の写しを、覚醒剤原料研究者にあつては申請者の履歴書及び研究の計画書を添付しなければならない。

(覚醒剤原料輸入業者等の指定申請書)	
第十四条 法第三十条の九第一項第七号の規定による覚醒剤原料の譲渡しの許可は、地方厚生局長に、別記第十二号様式に定める申請書を提出することによつて行わなければならない。	2 前項の申請書には、疾病名、治療経過及び医薬品である覚醒剤原料の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添付しなければならない。
(別記第十二号様式)	(別記第十二号様式)
第十五条 法第三十条の六第四項の規定により覚醒剤原料の輸入又は輸出の許可を受けようとする覚醒剤原料輸入業者又は覚醒剤原料輸出業者の提出すべき申請書は、別記第十一号様式の定めるところによる。	2 前項の申請書には、疾病名、治療経過及び医薬品である覚醒剤原料の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添付しなければならない。
(別記第十一号様式)	(別記第十一号様式)

(覚せい剤原料の輸入及び輸出の許可申請書)	
第十二条 法第三十条の六第三項の規定により覚せい剤原料の輸入又は輸出の許可を受けようとする覚せい剤原料輸入業者又は覚せい剤原料輸出業者の提出すべき申請書は、別記第十一号様式の定めるところによる。	2 前項の申請書には、疾病名、治療経過及び医薬品である覚せい剤原料の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添付しなければならない。
(新設)	(新設)
第十三条 法第三十条の六第四項の規定により覚醒剤原料の輸入又は輸出の許可を受けようとする覚醒剤原料輸入業者又は覚醒剤原料輸出業者の提出すべき申請書は、別記第十二号様式の定めるところによる。	2 前項の申請書には、疾病名、治療経過及び医薬品である覚せい剤原料の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添付しなければならない。
(別記第十二号様式)	(別記第十二号様式)

二 異物が混入し、又は付着しているもの
三 その容器又は包装に破損が生じているもの

四 前二号に掲げるもののほか、覚醒剤原

料又はその容器若しくは包装に異常が生じ、又は生じておそれがあるもの

五 法第三十条の七第三号から第五号までに規定する者が依頼した医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する治験又は臨床研究法(平成二十九年法律第十

六号)第二条第一項に規定する臨床研究において使用する予定であつた覚醒剤原

料のうち、当該治験又は臨床研究に使用する必要がなくなつたもの

(廃棄の方法)

第十五条 法第三十条の九第二項及び法第三十一条の十三ただし書に規定する廃棄は、焼却その他の覚醒剤原料を回収することが困難な方法により行わなければならない。

(譲渡証及び譲受証)

第十六条 法第三十条の十第一項に規定する譲渡証及び譲受証は、それぞれ別記第十三号様式及び第十四号様式による。

2 (略)

(覚醒剤原料の保管場所の届出)

第十八条 法第三十条の十二第一項第一号の規定による届出は、覚醒剤原料を保管しようとする場所を管轄する都道府県知事を経て厚生労働大臣に、同条第二号に規定する届出は、覚醒剤原料を保管しようとする場所の所在地の都道府県知事に、別記第十五号様式に定める届出書を提出することによつて行わなければならない。

(廃棄等の届出)

第十九条 法第三十条の十三の規定による覚醒剤原料の廃棄の届出は、別記第十六号様式に定める届出書によつて行わなければならない。

2 法第三十条の十四第一項の規定による医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出は、当該医薬品である覚醒剤原料を廃棄した薬局又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の所在地の都道府県知事に、別記第十七号様式に定める届出書を提出することによつて行わなければならない。

(新設)

3 法第三十条の十四第三項の規定による医薬品である覚醒剤原料の譲受の届出は、当該医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた薬局又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の所在地の都道府県知事に、別記第十八号様式に定める届出書を提出することによつて行わなければならない。

(新設)

第十二条の二 法第三十条の十第一項に規定する譲渡証及び譲受証は、それぞれ別記第十一号様式の二及び第十号様式の三による。

(新設)

第十二条の三 (略)

(覚せい剤原料の保管場所の届出)

第十三条 法第三十条の十二第一項第一号の規定による届出は、覚せい剤原料を保管しようとする場所を管轄する都道府県知事を経て厚生労働大臣に、同条第二号に規定する届出は、覚せい剤原料を保管しようとする場所の所在地の都道府県知事に、別記第十一号様式の三に定める取去証を交付しなければならない。

(取去証)

第十三条の三 (略)

(新設)

第三十条の十四第一項の規定による医

薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出は、当

該医薬品である覚醒剤原料を廃棄した薬局又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の所在地の都道府県知事に、別記第十七号様式に定める届出書を提出することによつて行わなければならない。

第十三条の二 法第三十条の十三の規定によ

る覚せい剤原料の廃棄の届出は、別記第十一号様式の二に定める届出書によつて行な

わなければならない。

(新設)

(国の開設する覚醒剤施用機関の指定証)

第三十一条

同

別記第一号様式(一) (第二条関係)

2 厚生労働大臣は、國の開設する覚醒剤施用機関において指定証を毀損し、又は亡失したときは、主務大臣の請求に基づいて指定証の再交付をする。

2 厚生労働大臣は、國の開設する覚醒剤施用機関において指定証を毀損し、又は亡失したときは、主務大臣の請求に基づいて指定証の再交付をする。

2 厚生労働大臣は、國の開設する覚醒剤施用機関において指定証を毀損し、又は亡失したときは、主務大臣の請求に基づいて指定証の再交付をする。

2 厚生労働大臣は、國の開設する覚醒剤施用機関において指定証を毀損し、又は亡失したときは、主務大臣の請求に基づいて指定証の再交付をする。

別記第四条第1項の規定により覚醒剤製造業者の指定を申請します。

収入用紙

覚醒剤製造業者指定申請書

年 月 日

住 所
氏名

厚生労働大臣 殿

◎

第十五條・第十六條 (略)

(権限の委任)

第十六条 法第四十条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第十七号から第十九号までに掲げる権限を回り行うことを妨げない。

一一十 (略)

十一 法第三十条の六第一項、第三項及び第四項に規定する権限

十二 法第三十条の九第二項第七号に規定する権限

十三 法第三十条の十二第二項に規定する権限 (覚醒剤製造業者に係るもの) を除く。

十四 法第三十条の十四第一項及び第四項に規定する権限

十五・十六 (略)

十七 法第三十一条に規定する権限 (覚醒剤製造業者及び國の開設する覚醒剤施用機関に係るもの) を除く。

十八 法第三十二条第一項及び第二項に規定する権限 (覚醒剤製造業者及び國の開設する覚醒剤施用機関に係るもの) を除く。

十九 法第三十四条に規定する権限 (覚醒剤製造業者に係るもの) を除く。

製 造 品 目	医薬品製造販売業許可番号
製造所の所在地及び名称	主たる機能を有する事務所の所在地及び名称

備考

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。

3 収入用紙は、消印してはならないこと。

4 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

5 主たる機能を有する事務所の所在地及び名称欄には、総括製造販賣責任者がその業務を行う事務所の名称及び所在地を記載すること。

6 製造品目欄には、剤型別に一般的な名称を記載すること。

7 参考事項欄には、当該製造所における覚醒剤の製造設備及び能力の概要その他参考となるべき事項を記載すること。

2 (略)

別記様式第一号様式(二) (第二条関係)
別記第一号様式(二) (第二条関係)

覚醒剤施用機関指定申請書

覚醒剤取締法第4条第2項の規定により覚醒剤施用機関の指定を申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

㊞

都道府県知事 殿

病院(診療所)の所在地及び名称	
診 療 科 名	
管 理 者 の 氏 名	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 診療科名欄には、医療法施行規則第1条の14 第1項第4号の診療科名を記載すること。
- 5 参考事項欄には、月平均覚醒剤使用予想量その他参考となるべき事項を記載すること。

別記様式第一号様式(三) (第二条関係)
別記第一号様式(三) (第二条関係)

覚醒剤研究者指定申請書

覚醒剤取締法第4条第2項の規定により覚醒剤研究者の指定を申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

㊞

都道府県知事 殿

研究 所 の 所 在 地 及 び 名 称	
覚 醒 剤 を 必 要 と す る 研 究 事 項	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 参考事項欄には、月平均覚醒剤使用予想量その他参考事項を記載すること。

7 令和2年2月13日 木曜日

官

報

(号外第27号)

医薬品・化粧品等の安全管理規則
別記第二号様式(一) (第三条関係)

医薬品製造業者指定証

医薬品・化粧品等の安全管理規則
別記第二号様式(二) (第三条関係)

医薬品販売用機関指定証

指定番号第 号

指定番号第 号

住所
氏名
製造所の所在地
製造所の名称

住所
氏名

病院（診療所）の所在地
病院（診療所）の名称

医薬品取扱法第3条第1項の規定により医薬品製造業者として指定したことを
証明する。

年 月 日

□

医薬品取扱法第3条第1項の規定により医薬品販売用機関として指定したことを
証明する。

年 月 日

都道府県知事

□

別記第一号様式の二のものと並ぶ。
別記第二号様式(三) (第三条関係)

覚醒剤研究者指定証

指定番号第 号

住 所

氏 名

研究所の所在地

研究所の名称

覚醒剤取締法第3条第1項の規定により覚醒剤研究者として指定したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事

印

別記第一号様式の二のものと並ぶ。
別記第二号様式の二 (第三条の二関係)

覚醒剤製造許可申請書

覚醒剤取締法第15条第2項の規定により覚醒剤の製造の許可を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

厚生労働大臣 殿

研究所の所在地及び名称	
覚醒剤研究者指定年月日 及び番号	
製造品目	
製造期間	
製造を特に必要とする事由	
参考事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 製造品目欄には、一般的の名称を記載すること。
- 4 参考事項欄には、製造予想量その他参考となるべき事項を記載すること。

別記第三号様式の三のうち次のものとします。
別記第二号様式の三（第三条の三関係）

覚醒剤譲渡許可申請書

譲 渡 人	指定証の番号		第 号	指定年月日	年 月 日
	覚醒剤 研究者	住 所			
	氏 名				
譲り渡そうとする覚 醒剤			品 名		数 量
譲 渡 先	指定証の番号		第 号	指定年月日	年 月 日
	覚醒剤 研究者等	住 所			
	氏 名				
譲渡しの理由					

上記のとおり、覚醒剤を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

④

地方厚生（支）局長 殿

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第三号様式の三のうち次のものとします。
別記第二号様式の三（第三条の三関係）

別記第三号様式(一)(第四条四項)			覚 醒 剂 譲 渡 許 可	年 月 日
譲渡人の指定証の番号	第 号	譲渡人の指定の届出		
	住 所			
	氏 名			
品 名		數 量	備 考	

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 住所欄には、免職製造業者にあってはその所在地を記入し、覚醒剤研究者にあっては所属研究所以の所在地を記入すること。
- 以上欄には、覚醒剤研究者にあってはその名称を記入し、覚醒剤研究者にあっては所属研究所の名前及び覚醒剤研究者の氏名を記入すること。
- 余白には、余地を引くこと。

別記第三分類式(二)(第四条関係)

(注釋)

別記第三号様式の二を次の如きとする。
別記第三号様式の二（第四条の五関係）

覺醒劑施用許可申請書

覚醒剤取締法第20条第6項の規定により覚醒剤の施用の許可を申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

60

地方厚生（支）局長 殿

研究所の所在地及び名称	
覚醒剤研究者指定年月日及び番号	
施用し、又は施用のため交付する品名	施用
	施用のための交付
施用し、又は施用のため交付すること を特に必要とする事由	施用
	施用のための交付
参考事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
 - 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
 - 3 施用し、又は施用のため交付する品名欄には、剤型別に一般的な名称を記載すること。
 - 4 参考事項欄には、月平均対応剤施用予想量その他参考となるべき事項を記載すること。

別記第五号様式（第五条関係）

収入
印紙

封かん証紙交付申請書

覚醒剤取締法第21条第1項の規定により覚醒剤封かん証紙の交付を次のとおり申請します。

年 月 日

住所
氏名 ㊞
製造所の所在地
製造所の名称

厚生労働大臣 殿

覚醒剤製造業者指定番号	
封かん証紙申請枚数	枚
未使用封かん証紙保有枚数	枚

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 収入印紙は、消印してはならないこと。
- 4 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 未使用封かん証紙保有枚数欄には、申請時現在の枚数を記入すること。

別記第六号様式（第七条関係）

覚醒剤保管営業所の届出書

覚醒剤取締法第22条第1項ただし書の規定により覚醒剤保管営業所を定めたので届け出ます。

年 月 日

住所
氏名 ㊞
製造所の所在地
製造所の名称

厚生労働大臣 殿

覚醒剤製造業者指定番号	
覚醒剤保管営業所の所在地及び名称	
薬剤師の氏名	
保管品目	
参考事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 薬剤師の氏名欄には、覚醒剤取締法第22条第2項に規定する薬剤師の氏名を記載すること。
- 5 保管品目欄には、剤型別に一般的な名称を記載すること。
- 6 参考事項欄には、保管営業所の構造設備及び保管方法の概要その他参考となるべき事項を記載すること。

別記第七号様式(第八条関係)
別記第七号様式(第八条関係)

覚醒剤廃棄届出書

覚醒剤取締法第22条の2の規定により覚醒剤の廃棄を届け出ます。

年月日

住所
氏名

㊞

都道府県知事 殿

廃棄しようとする覚醒剤の品目及び数量	
廃棄の日時	
廃棄の場所	
廃棄の事由	
参考事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国を開設する施用機関にあつては、当該施用機関の管理者の氏名とすること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤の品目及び数量欄には、剤型別に一般的な名称及びその数量を記載すること。

令和2年2月13日 水曜日

別記第八号様式(一)(第十条関係)
別記第八号様式(一)(第十条関係)

収入印紙

輸入業者
覚醒剤原料輸出業者指定申請書
製造業者

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第1項の規定により、覚

輸入業者
覚醒剤原料輸出業者の指定を申請します。
製造業者

年月日

住所
氏名

㊞

地方厚生(支)局長 殿

業務所(製造所)の所在地及び名称	
輸入(輸出、製造)品目	
参考事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 収入印紙は、消印してはならないこと。
- 4 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 輸入(輸出、製造)品目欄には、一般的な名称を記載すること。
- 6 参考事項欄には、申請者が覚醒剤取締法施行規則第9条第1号から第3号までに規定する者のいずれに該当するかの別及び当該各号に規定するいずれに該当するかの別並びにその業種名その他参考となるべき事項(覚醒剤原料にあつては、その製造工程、設備及び能力の概要等)を記載すること。

別記第八号様式(二) (第十条関係)
別記第八号様式(二) (第十条関係)

覚醒剤原料取扱者指定申請書

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定により覚醒剤原料取扱者の指定を申請します。

年 月 日

住 所
氏 名 ㊞

都道府県知事 殿

業務所の所在地及び名称	
取 扱 品 目	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 取扱品目欄には、一般的名称を記載すること。
- 5 参考事項欄には、覚醒剤取締法施行規則第9条第4号に規定する者のいずれに該当するかの別及びその業種名その他参考となるべき事項を記載すること。

別記第八号様式(三) (第十条関係)
別記第八号様式(三) (第十条関係)

覚醒剤原料研究者指定申請書

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定により、覚醒剤原料研究者の指定を申請します。

年 月 日

住 所
氏 名 ㊞

都道府県知事 殿

研究所の所在地及び名称	
覚醒剤原料を必要とする研究事項	
参考事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 参考事項欄には、月平均覚醒剤原料使用予想量その他参考となるべき事項を記載すること。

承認第九号様式(一) (第十一条関係)
別記第九号様式(二) (第十一条関係)

承認第九号様式(一) (第十一条関係)
別記第九号様式(二) (第十一条関係)

輸入業者指定証
輸出業者指定証
覚醒剤原料輸入業者指定証

輸入業者指定証
輸出業者指定証
覚醒剤原料取扱者指定証

指定番号第 号

住所 氏名
業務所(製造所)の所在地
業務所(製造所)の名称

覚醒剤取締法第30条の2の規定により、覚醒剤原料輸入業者として指定したこと
を証明する。

□

指定番号第 号

住所 氏名
業務所の所在地
業務所の名称

覚醒剤取締法第30条の2の規定により、覚醒剤原料取扱者として指定したこと
を証明する。

年 月 日

都道府県知事

□

別記第九号様式(三) (第十一条関係)

別記第二十一号様式 (第二十三条関係)

覚醒剤原科研究者指定証

指定番号第 号

住 所
氏 名
研究所の所在地
研究所の名称

覚醒剤取締法第30条の2の規定により、覚醒剤原科研究者として指定したことを証明する。

年 月 日

印

國の開設する覚醒剤適用機関指定証

指定番号第 号

病院 (診療所) の所在地
病院 (診療所) の名称

覚醒剤取締法第35条第1項の規定により覚醒剤適用機関として指定したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣

印

別記第十-1号様式の図を次のやうに改め、同様式を別記第十-1号様式とする。

別記第二十号様式(第二十一号関係)

表面

第 号	吉 田 氏 名	年 月 日 生
販賣用監視員身分證明書		
年 月 日施行		
(1年間有効)		
厚生労働省(認定所用) ◎		
写真貼付面		

別記第十-1号様式の...を次のように改め、同様式を別記第十九号様式とする。

別記第十九号様式(第二十条関係)

番号	番号
取去証(控)	
1 指定を受けた者又は、機関の所在地	1 指定を受けた者又は、機関の所在地
2 指定証の番号	2 指定証の番号
3 指定の種類	3 指定の種類
4 氏 名 <small>(法人にあつては、 名 物)</small>	4 氏 名 <small>(法人にあつては、 名 称)</small>
5 取去場所	5 取去場所
6 品名・数量	6 品名・数量
年 月 日	
取去者 官職 氏 名	
参考	
所属庁 取去者 官職 氏 名	

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

この証票を持持する者は、兌換用取扱法第32条第1項又は第2項の規定により立入検査又は收法にて見附用製造業者の製造所若しくは貯蔵用保管所、兌換用機関である調査所には立ち入りさせ、見附若しくは貯蔵若しくは兌換若しくは兌換用機関である機関若しくは該機関の施設に立ち入りさせ、兌換その他の動作をせしめることのないある物を試験のため必要な数小分量に取り出し、又は見附製造業者、兌換用機関の開設者若しくは管理者、兌換用機関に於いてあらかじめ指定する他の開設者について質問をさせることができ。2. 厚生労働大臣又は認定所長は、兌換用機関の取扱り上必要があるときは、当該機関をして第30条の12(保管)各号に規定する者当該各号に規定する機関(住居医師等及び住民)による登録届出の処分に立ち合う場合又は前項第1項若しくは第2項の規定により立ち入る際の住所を聞く。)に立ち入りさせ、兌換その他の動作を検査させ、見附若しくは兌換用機関の操作であることを疑いのある場合は立入検査のため必要な数小分量に取り出し、又は見附製造業者、兌換用機関に於いてあらかじめ指定する他の開設者について質問をさせることができる。
3. 厚生労働大臣又は認定所長は、第32条第1項(第2項)の規定により試験のため上記のとおり収去する。

<p style="text-align: center;">(号外第27号)</p> <p style="text-align: center;">17 令和2年2月13日 木曜日</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 別記第十「申様付〇一ゆふゆめいじゆ」互換付申様付第十「申様付〇一〇」 別記第十六号様式（第十九条第一項関係） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 覚醒剤原料廃棄届出書 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 年 月 日 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right; padding: 5px;"> 住 所 </td> <td style="width: 50%; text-align: left; padding: 5px;"> 氏 名 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 都道府県知事 殿 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>廃棄しようとする施設の所在地及び名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参考事項</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 備考 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 1 用紙の大きさは、A4とすること。 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的な名称及びその数量を記載すること。 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 別記第十「申様付〇一〇」互換付申様付〇一〇 別記第十七号様式（第十九条第二項関係） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 年 月 日 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right; padding: 5px;"> 住 所 </td> <td style="width: 50%; text-align: left; padding: 5px;"> 氏 名 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 都道府県知事 殿 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">廃棄した医薬品である覚醒剤原料</td> <td style="width: 70%;">品 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td>廃棄を行った施設の所在地及び名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参考事項</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 備考 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 1 用紙の大きさは、A4とすること。 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的な名称及びその数量を記載すること。 </td> </tr> </table>	別記第十「申様付〇一ゆふゆめいじゆ」互換付申様付第十「申様付〇一〇」 別記第十六号様式（第十九条第一項関係）		覚醒剤原料廃棄届出書		覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。		年 月 日		住 所	氏 名	都道府県知事 殿		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>廃棄しようとする施設の所在地及び名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参考事項</td> <td></td> </tr> </table>		廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量		廃棄しようとする施設の所在地及び名称		廃棄の日時		廃棄の場所		廃棄の事由		参考事項		備考		1 用紙の大きさは、A4とすること。 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的な名称及びその数量を記載すること。		別記第十「申様付〇一〇」互換付申様付〇一〇 別記第十七号様式（第十九条第二項関係）		交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書		覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。		年 月 日		住 所	氏 名	都道府県知事 殿		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">廃棄した医薬品である覚醒剤原料</td> <td style="width: 70%;">品 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td>廃棄を行った施設の所在地及び名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参考事項</td> <td></td> </tr> </table>		廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名		数 量	廃棄を行った施設の所在地及び名称		廃棄の日時		廃棄の場所		廃棄の方法		廃棄の事由		参考事項		備考		1 用紙の大きさは、A4とすること。 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的な名称及びその数量を記載すること。	
別記第十「申様付〇一ゆふゆめいじゆ」互換付申様付第十「申様付〇一〇」 別記第十六号様式（第十九条第一項関係）																																																																	
覚醒剤原料廃棄届出書																																																																	
覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。																																																																	
年 月 日																																																																	
住 所	氏 名																																																																
都道府県知事 殿																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>廃棄しようとする施設の所在地及び名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参考事項</td> <td></td> </tr> </table>		廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量		廃棄しようとする施設の所在地及び名称		廃棄の日時		廃棄の場所		廃棄の事由		参考事項																																																					
廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量																																																																	
廃棄しようとする施設の所在地及び名称																																																																	
廃棄の日時																																																																	
廃棄の場所																																																																	
廃棄の事由																																																																	
参考事項																																																																	
備考																																																																	
1 用紙の大きさは、A4とすること。 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的な名称及びその数量を記載すること。																																																																	
別記第十「申様付〇一〇」互換付申様付〇一〇 別記第十七号様式（第十九条第二項関係）																																																																	
交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書																																																																	
覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。																																																																	
年 月 日																																																																	
住 所	氏 名																																																																
都道府県知事 殿																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">廃棄した医薬品である覚醒剤原料</td> <td style="width: 70%;">品 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td>廃棄を行った施設の所在地及び名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄の事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参考事項</td> <td></td> </tr> </table>		廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名		数 量	廃棄を行った施設の所在地及び名称		廃棄の日時		廃棄の場所		廃棄の方法		廃棄の事由		参考事項																																																	
廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名																																																																
	数 量																																																																
廃棄を行った施設の所在地及び名称																																																																	
廃棄の日時																																																																	
廃棄の場所																																																																	
廃棄の方法																																																																	
廃棄の事由																																																																	
参考事項																																																																	
備考																																																																	
1 用紙の大きさは、A4とすること。 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的な名称及びその数量を記載すること。																																																																	

別記第十八号様式（第十九条第三項関係）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第30条の9第1項第6号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である
覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第30条の14第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名



都道府県知事 殿

譲り渡した者の氏名		
譲り受けた医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
譲り受けた施設の所在地及び名称		
譲り受けた日時		
譲り受けた場所		
譲り受けた事由		
廃棄の日時（予定）		
廃棄の場所（予定）		
廃棄の方法（予定）		
参考事項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的な名称及びその数量を記載すること。

別記第十五号様式（第十八条関係）

覚醒剤原料保管場所の届出書

覚醒剤取締法第30条の12第1項第1号第2号の規定により覚醒剤原料の保管場所を届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

厚生労働大臣

地方厚生（支）局長 殿

都道府県知事

指定の種類、番号及び年月日	
業務所（製造所）の所在地及び名称	
覚醒剤原料を保管しようとする場所	
参考事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 参考事項欄には、保管場所の構造、設備及び保管方法の概要、保管品目その他参考となるべき事項を記載すること。

別記第十四号様式(第十六条関係)
別記第十三号様式(第十六条関係)

覚醒剤原料譲受証						
年 月 日						
譲受年月日 譲受人						
住所 氏名						
指定の種類及び番号						
譲渡人	住所					
	氏名					
使 用 の 目 的						
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考		

備考 用紙及び記載上の注意は、別記第13号様式に準ずること。

別記第十四号様式(第十六条関係)
別記第十三号様式(第十六条関係)

覚醒剤原料譲渡証						
年 月 日						
譲渡年月日 譲渡人						
住所 氏名						
指定の種類及び番号						
譲受人	住所					
	氏名					
品 名	容 量	固 数	数 量	備 考		

備考

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 品名欄には、日本薬局方医薬品にあつては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあつては一般的名称を記載すること。
- 余白には、斜線を引くこと。

別記第十号様式(第十三条関係)
別記第十一号様式(第十三条関係)

覚醒剤原料輸入(輸出)許可申請書

覚醒剤取締法第30条の6第4項の規定により覚醒剤原料の輸入(輸出)の許可を申請します。

年 月 日

住所
氏名

㊞

地方厚生(支)局長 殿

指定の番号及び年月日	
業務所の所在地及び名称	
輸入(輸出)の品目及び数量	
輸入(輸出)の期間	
輸出(輸入)者の氏名及び住所	
輸入(輸出)港名	
参考事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 輸入(輸出)の品目欄には、一般的な名称を記載すること。
- 5 参考事項欄には、輸送の方法その他参考となるべき事項を記載すること。

別記第十号様式(第十二条関係)
別記第十号様式(第十二条関係)

医薬品である覚醒剤原料携帯輸入(輸出)許可申請書

	品名	数量
携帯して輸入(輸出)しようとする医薬品である覚醒剤原料		
入国(出國)する理由		
医薬品である覚醒剤原料の施用を必要とする理由		
入国(出國)の期間		
入国(出國)港名		

上記のとおり、医薬品である覚醒剤原料を携帯して輸入(輸出)したいので申請します。

年 月 日

住所

(ローマ字)

氏名

㊞

地方厚生(支)局長 殿

(注意)
用紙の大きさは、A4とすること。

別記第十一号様式の次に次の「様式」を用い。

別記第十二号様式(第十四条関係)

覚醒剤原料輸入許可申請書

氏名 (法人にあつては、 名称)	住所 (法人にあつては、 生たる事務所の所 在地)	
輸り送らうとする覚 醒剤原料		
品名	数量 基 本 数 量 基 本 数 量	
指定証の番号	第 母 指 定 年 月 日	年 月 日
指定の種類		
氏名 (法人にあつては、 名称)	住所 (法人にあつては、 生たる事務所の 所在地)	
輸出しの理由		
上記のとおり、覚醒剤原料を輸り送したいので申請します。		
年月日 住 所 <small>[法人にあつては、 生たる事務所の 所在地]</small>		
氏名 (法人にあつては、 名称)		

(注意)
用紙の大きさは、A4とすること。

(麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正)
第一條 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)の一部を次の表のよ
う改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(免許の申請)	(免許の申請)
第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という)第三条第一項の規定により、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者の免許を受けようとする者は、地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許を受けようとする者は、地方厚生局長に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第一号様式による申請書に、免許を受けようとする者(免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする)に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに係る医師の診断書を添えて、これを提出しなければならない。	第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という)第三条第一項の規定により、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者の免許を受けようとする者は、地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けようとする者は、その向精神薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第一号様式による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、向精神薬輸入業者、向精神薬製造業者又は向精神薬使用業者の免許を受けようとする者が、当該申請に係る向精神薬業務所について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律)

第一百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という)の規定による医薬品の製造販売業者は、又は製造業の許可を受けている場合であつて、当該申請書にその旨を付記し、かつ、当該許可に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という)と規定する許可事項

の写しを添付したときは、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しな

（略）

(独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営)
改正

改 正 後	改 正 前
(他の省令の準用)	(他の省令の準用)
第二十条 次の省令の規定については、機構 を國とみなして、これらの規定を準用する。	第二十条 次の省令の規定については、機構 を國とみなして、これらの規定を準用する。
一・二 (略)	一・一 (略)
三 覚醒剤取締法施行規則 (昭和二十六年 厚生省令第三十号) 第二十三条	三 覚せい剤取締法施行規則 (昭和二十六年 厚生省令第三十号) 第十四条
二 前項の規定により覚醒剤取締法施行規則 二十三条规定を準用する場合においては、同項中「主務大臣」とあるのは、「當 該覚醒剤使用機関を開設する独立行政法人 労働者健康安全機構」と読み替えるものと する。	二 前項の規定により覚せい剤取締法施行規 則第十四条第二項の規定を準用する場合に おいては、同項中「主務大臣」とあるのは、「當 該覚せい剤使用機関を開設する独立行 政法人労働者健康安全機構」と読み替える ものとする。

第三百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という)の規定による医薬品の製造販売業又は製造業の許可を受けている場合であつて、当該申請書にその旨を付記し、かつ、当該許可に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和二十六年厚生省令第一号、以下「医薬品医療機器等法施行規則」という)第二十条又は第二十七条に規定する許可証の写しを添付したときは、第一号及び第二号に掲げる書類を添付することを要しな

二、申訴者（申請者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該申請者が麻薬中毒者若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書

財務及び会計並びに人事管理に関する省令の
表のように改正する。

第二十条 次の省令の規定については、機械を國とみなして、これらの規定を適用する。

三 管理取締法施行規則（昭和二十六年）

厚生省令第三十号(第二十三条)

前項の規定により覚醒剤取締法施行規則

二十三条第二項の規定を擲用する場合においては、同項中「主務大臣」とあるのは、「当該労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(傍線部分は改正部分)
第六年厚生労働省令第七十七号)の一部を次の表のように改正する。

二百七十九 (二) メチル-*H*-インドール-*3*-イル(ナフタレン-*1*-イド-*2*-メタノンのインドール環の一位に次位の表の第一欄に掲げるいづれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいづれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤

ロ・ハ (略)

二百八十一 (二) アミノ-*1*-フェニル-*1*-ブロパン-*1*-オキ(以下この号及び第二条第五号において「基本骨格」という)の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいづれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいづれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいづれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいづれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く(第二条第五号において「カチノン系化合物群」という)。

イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤

ロ・ハ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する

一百八十一 (略)

(表略)
二百八十一 (二) アミノ-*1*-フェニル-*1*-ブロパン-*1*-オキ(以下この号及び第二条第五号において「基本骨格」という)の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいづれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいづれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいづれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く(第二条第五号において「カチノン系化合物群」という)。

イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤

ロ・ハ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する

一百八十一 (略)

二百七十九 (二) メチル-*H*-インドール-*3*-イル(ナフタレン-*1*-イド-*2*-メタノンのインドール環の一位に次位の表の第一欄に掲げるいづれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいづれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤

ロ・ハ (略)

二百八十一 (二) アミノ-*1*-フェニル-*1*-ブロパン-*1*-オキ(以下この号及び第二条第五号において「基本骨格」という)の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいづれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいづれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいづれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く(第二条第五号において「カチノン系化合物群」という)。

イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤

ロ・ハ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する

一百八十一 (略)

(高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)

第八条 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成二十一年厚生労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
(他の省令の準用)	(他の省令の準用)		(他の省令の準用)	(他の省令の準用)	

第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一四 (略)

五 覚せい剤取締法施行規則(昭和二十六年原生省令第三十号)第二十三条並びに第二十六条第一項第十七号及び第十八号

七一十三 (略)

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの中の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

五 覚せい剤取締法施行規則(昭和二十六年原生省令第三十号)第十四条並びに第十七条第一項第十六号及び第十七号

七一十三 (略)

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの中の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

覚醒剤取締法 施行規則第一 十三条第一項	主務大臣	当該覚醒剤施 用機関を開設 する国立高度 専門医療研究 センター
(略)	(略)	(略)

覚せい剤取締 法施行規則第 十四条第二項	主務大臣	当該覚せい剤 施用機関を開 設する国立高 度専門医療研 究センター
(略)	(略)	(略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十一号)第九条第一項第二号の改正規定を除く)の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

二百八十一 (略)